

訂正公告

令和8年2月19日に公告した条件付一般競争入札について、入札公告を訂正する。

令和8年2月24日

福島県南地方振興局長 伊藤 智樹

記

1 案件名

令和8年度上半期自動車用燃料油単価購入契約

2 訂正内容

入札公告「8 その他 (1) 入札方法」及び入札説明書「6 入札書の提出方法 (3) ア」を下記のとおり訂正します。

○入札公告

訂正後

8 その他 (1) 入札方法

この入札による契約は、入札者が入札書に記載した入札単価を契約金額（単価）とし、支払金額は、契約金額（単価）に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、当該金額から軽油引取税額を控除した額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。

訂正前

8 その他 (1) 入札方法

この入札による契約は、入札者が入札書に記載した入札単価を契約金額（単価）とし、支払金額は、契約金額（単価）に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、当該金額から軽油引取税額を控除した額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税額を控除した額の 110 分の 100 に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、軽油引取税額は本公告日現在の税率を適用すること。

○入札説明書

訂正後

6 入札書の提出方法

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書の様式に従って、1 リットルあたりの入札単価、品目ごとの金額及び合計を記載し、入札金額はその合計額（総額）と一致すること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した入札単価を契約金額（単価）とし、支払金額は、契約金額（単価）に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、当該金額から軽油引取税額を控除した額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。

訂正前

6 入札書の提出方法

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書の様式に従って、1 リットルあたりの入札単価、品目ごとの金額及び合計を記載し、入札金額はその合計額（総額）と一致すること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した入札単価を契約金額（単価）とし、支払金額は、契約金額（単価）に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、当該金額から軽油引取税額を控除した額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、軽油引取税額は本公告日現在の税率を適用すること。

3 訂正理由

軽油引取税率の改正が見込まれており、訂正前の記載では誤解が生じるおそれがあるため。(入札書には、あくまでも契約期間(令和8年4月1日から9月30日)における契約希望金額(消費税相当額抜き、軽油引取税込み)を記載してください。)